

E i w a N e w s

人材投資促進税制

平成 17 年 10 月
(No. 003)

ご承知のとおり、平成 17 年度の税制改正におきまして、人材投資促進税制が導入されました。本制度につきましては、皆様のご関心が高いようですので、ここで改めて制度の内容をご説明いたします。

平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において支出する教育訓練費の額が増加した場合、一定の金額を法人税額から控除することが出来ます。

本制度は、適用事業年度の教育訓練費用と過去 2 年間の教育訓練費用を比較して控除額を計算します。

また、本制度の適用要件として、確定申告書等に、適用事業年度と過去 2 年間の教育訓練費等の内容を記載した書類の添付が必要となります。

したがいまして、本制度の適用を受ける場合には、適用事業年度だけでなく、過去 2 年間の教育訓練費用も集計しておく必要があります。

【控除額の計算方法】

- ① 原則・・・増加額 × 25%
- ② 中小企業の特例 (①との選択適用)
・・・適用年度の教育訓練費の総額 × [増加率 × 1/2 (20% を限度)]
ただし、①、②いずれも法人税額の 10% を限度とします。

注) 増加額 = 適用事業年度の教育訓練費用 - 基準額

基準額 = 過去 2 年間の教育訓練費用の平均額

増加率 = 増加額 / 基準額

中小企業とは資本金 1 億円以下の一定の法人及び資本等を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人又は個人をいいます。

【対象法人及び教育訓練の対象者】

- ① 対象法人
青色申告書を提出する法人又は個人事業者
- ② 教育訓練の対象者は自社の使用人に限りますので、役員、使用人兼務役員、役員と特殊関係の使用人（親族等）、内定者等の入社予定者は除かれます。

【教育訓練費用の詳細】

- ① 外部講師謝金・外部研修委託費等
外部（関係会社を含む）の講師・委託会社へ支払う報酬、旅費等
- 注) 自社の役員・使用人が講師をする場合の人工費・日当等は含みません。

② 外部施設等使用料

外部（関係会社を含む）の会議室・PC 備品等を賃借して研修を行った場合の賃借料

注）自社所有の研修施設・PC 備品等に係る費用（維持管理費、減価償却費等）は含みません。

③ 教科書その他の教材費

研修用の教科書・教材等を購入した場合の購入費用

注）自社で作成した場合の作成費用（人件費、材料費等）は含みません。

また、購入した場合であっても減価償却資産（10万円以上）となるような教材は対象となりません。

④ 外部研修参加費等

外部の教育機関の研修会等に参加した場合の受講料等

注）所得税法上学資金等として給与所得に該当する受講料、資格取得報奨金等は含みません。

研修会場までの交通費も含みません。

⑤ 教育訓練費用から控除する金額

他社又は使用人等から負担金等の支払いを受ける場合は、当該負担金等は教育訓練費用から控除します。

また、国等から補助金を受けた場合は、当該補助金のうち上記の教育訓練費用に対応する部分の金額は、教育訓練費用から控除します。

【添付書類の記載事項】

① 実施年月日 ② 教育訓練等の内容 ③ 参加した使用人の名前

④ 費用の支出年月日、金額、内容、相手先の氏名又は名称・住所

⑤ その他参考となるべき事項

本制度につきまして疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひいたします。